)6 山梨市文化財保存活用地域計画【山梨県】

【計画期間】令和5~16年度(12年間)

【面 積】約289.80㎞

【人 口】約3.4万人

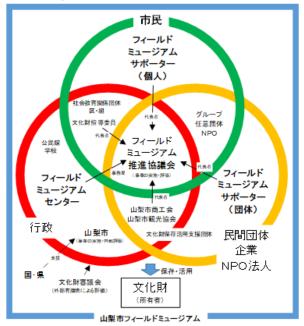
【関連計画等】日本遺産(H30年度)

「葡萄畑が織りなす風景-山梨県峡東地域ー」



山梨市の歴史文化の特徴

▲ 推進体制



▲ 指定等文化財件数一覧

_ ,_			~ I U///J		•^	70			
類型				国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財		建造	物	14	10	12	6	0	42
		絵 画		0	1	2	0	0	3
	彫 刻		刻	0	6	14	0	0	20
	工 芸		芸	0	4	2	0	0	6
	典 籍		籍	0	0	3	0	0	3
	古 文 書		0	0	3	0	0	3	
	歴 史 資 料			0	1	5	0	0	6
無形文化財			0	0	0	0	0	0	
民俗文化財		民 俗	0	0	1	0	0	1	
		無形民俗		0	1	7	0	0	8
記念物		遺	跡	0	1	13	0	0	14
		名	勝地	0	1	1	0	1	3
		動物·植物· 地 質 鉱 物		0	11	38	0	0	49
文化的景観			0	0	0			0	
伝統的建造物群				0	0				0
文化財の保存技術				0	0				0
合計			14	36	101	6	1	158	

令和4年8月31日現在

雄大な自然に育まれた山岳信仰と臨済禅夢窓派の聖地

金峰山は古来より山岳信仰の対象とされてきた。その山頂に祀られる蔵王権現を奥宮として、登拝のための入山口10か所のうち、万力・西保・杣口の3つが本市内にある。臨済宗夢窓派の祖である夢窓疎石も若いとき本市山中で厳しい修行を行ったと伝えられ、徳和集落や浄居寺、清白寺など夢窓ゆかりの場所が多い。

戦国の雄 武田信玄とその系譜

室町時代中期から戦国期において、万力郷から八幡郷にかけては、甲斐武田氏が拠点を置いた地域として知られる。信昌や信縄の居館は万力郷に置かれたことが指摘されており、信昌は本市落合に居住したため「落合御前」と呼ばれた。窪八幡神社には、信虎や信玄が建立した建造物が多く残されているほか、信玄にちなむ文化財も多い。

石造物に込められた人々の願いと道祖神祭礼

丸石道祖神や重制六地蔵石幢など山梨県あるいは峡東地域独特の石造物が本市には多く残されており、そこには先人たちの願いが込められている。道祖神としての石造物は祭礼と一体的で、市域各地では江戸時代末期から明治時代に盛行した道祖神祭礼が行われ続けている。

切妻民家と葡萄棚の風景 養蚕から果樹栽培へ

かつて市域は全国でも有数の養蚕地帯として知られ、民家は養蚕に必要な機能を付加させていくことで発展し、この地域独特の切妻民家が残る景観が形成されてきた。養蚕から果樹栽培への転換に伴い、現在では葡萄畑の中に切妻民家が点在する景観が本市の特徴的な景観の一つとなっている。

地域の近代化と「鉄道王」根津嘉一郎の故郷への思い

正徳寺出身の根津嘉一郎(初代)は、甲州財閥のリーダーとして影響力を持った実業家で、有力企業200社以上を創設または経営した。そのうち鉄道会社は東武鉄道をはじめ24社に及び、「鉄道王」と呼ばれた。県下の全小学校ヘピアノや人体模型などを寄贈し、故郷の教育文化振興に寄与した。

中世建築の宝庫

古い建物が多く残る山梨県の中でも、山梨市には多くの中世建築が残されており、 国指定文化財のうち、中世に建立された建造物数は県内最多の11件を誇る。清白寺に は応永22年(1415)の国宝禅宗仏殿、窪八幡神社には十一間社流造の本殿など8棟 の中世建築が残る。室町中期から戦国時代にかけて市域に本拠地を置いた甲斐守護武 田氏の庇護などを与えたことが、その理由の一つと考えられる。

指定等文化財 158件未指定文化財 11,697件把握

誇れる文化・伝統を未来市民が手をつなぎ、

^

つなぐまち

歴史文化を学び、発見し、 共に守り育てる市民を 支えるしくみをつくる

市民が地元の歴史文化に 誇りを持てる 環境をつくる

山梨市が誇る文化財や 歴史文化を 確実に未来へつなぐ 歴史文化を学ぶ環境が 整備されていない

地域の魅力や身近な歴史文化に 関心を持つ人が少ない

歴史文化を保存・継承する 環境が整っていない

文化財を取り巻く人や 組織の育成が必要

歴史文化を活かした 魅力ある空間づくりが必要

山梨市の歴史文化の魅力が十 分に情報発信されていない

行政による継続的な 施策の推進が必要

文化財の防犯・防災対策を 強化する必要がある

基本方針①:「学ぶ」しくみづくり

展示機能や学習支援機能など学ぶ環境の整備を進める

基本方針②:「発見する」しくみづくり

市民が継続的に地域の歴史文化に関わり、自らその魅力を発見するしく みをつくる

基本方針③:「共に守る」しくみづくり

収蔵機能の整備や文化財の維持管理を支援する組織の創出など地域社会 全体で文化財を守るしくみをつくる

基本方針4:「共に育てる」しくみづくり

フィールドミュージアム活動やイベントを通して、文化財を取り巻く人 材や組織を増やし、その成長につなげるしくみをつくる

基本方針⑤:フィールドミュージアム重点エリアの整備

文化的な空間を創出する計画区域や、便益施設を備えた拠点を整備する区域を設定する

基本方針⑥:山梨市の歴史文化に関する市内外への情報発信

イベントの告知や観光客へのPR等を積極的に行うほか、時間や場所の制約から利用困難な人が情報に触れることができるようなしくみをつくる

基本方針⑦:市が主体となって講じる継続的な取り組み

従来行ってきた行政の取り組みを継続しつつ、市民や関係団体との連携 を強化する

基本方針⑧: 文化財の防犯・防災対策

盗難や汚損行為等の犯罪及び火災や自然災害から文化財を守るための対 策を講じる

▶ 文化財の保存・活用に関する措置

基本方針① 措置1-3 地区公民館やグループによるフィールドミュージアム 関連事業の支援

地区公民館やグループによる地域再発見講座や史跡巡り、 ウォークイベントなどフィール ドミュージアム関連事業を支援

■主体:民間団体、行政

■期間:R5~16

基本方針② **措置2-3** 市民と協力した企画展 の開催

市民による研究成果の発表・展示を支援し、市民主体の企画展(展示施設整備後)またはパネル展等を開催

■主体:市民、行政 ■期間:R13~16 基本方針③ 措置3-7 市独自の文化財登録制度の運用

市民の学びや発見などによって新たな価値が見出された文化財や、市民が守りたいと思うエピソードやストーリーを持つ文化財、市の歴史文化及び未指定文化財の特徴を示す文化財について、市独自の登録方針や基準を定める

■主体:行政 ■期間:R5~12 基本方針④ 措置4-5 文化財保存活用支援団体の 指定及び育成

事業を行う際に、情報の提供 や相談その他の援助等の業務 を適正かつ確実に行うことが できる法人や民間団体を文化 財保存活用支援団体に指定 また市内の民間団体を育成

> ■主体:行政 ■期間:R7~16

基本方針⑥ **措置6-5** デジタルミュージアムの構築

いつでもどこでも誰でもが市の 歴史文化や文化財に関する情報 にアクセスでき、山梨市フィー ルドミュージアムを疑似体験し 興味を持ってもらうためのデジ タルミュージアムを構築

> ■主体:行政 ■期間:R5~12

06 山梨市文化財保存活用地域計画【山梨県】

【重点施策】フィールドミュージアム

9-1 フィールドミュージアムセンター (仮称) の整備

基本方針① 「学ぶ」しくみづくり

- ・展示機能
- ・学習支援機能
- ・グループ活動などの拠点

を基本方針③ 「共に守る」しくみづくり

· 収蔵機能



フィールドミュージアムにかかる中核機能の整備 については、フィールドミュージアムセンター (仮称)として集約的に整備



整備イメージ(旧堀之内小学校を利用した場合)

※フィールドミュージアムセンター(仮称)の役割

山梨市フィールドミュージアムの中心として博物館 機能を有した中核的な役割を担う

【措置】

- 9-1 フィールドミュージアムセンター(仮称) 整備
 - ■主体:行政 ■期間:R5~16
- 9-1-(1) フィールドミュージアムセンター(仮称) 整備基本計画の作成
 - 主体: 行政 期間: R5~8
- 9-1-(2) フィールドミュージアムセンター (仮称) 整備基本設計・実施設計の作成
 - 主体: 行政 期間: R9~11

9-3「山梨市フィールドミュージアムサポーター」制度の創設と運用

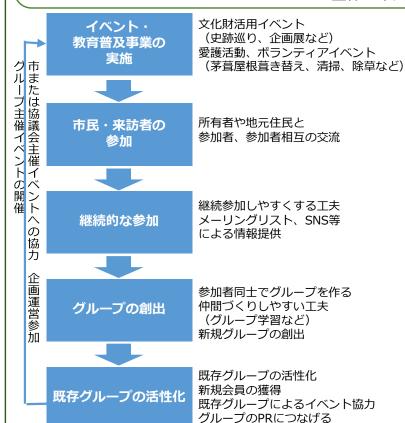
- ◆ 持続可能なフィールドミュージアム活動(文化財の保存と活用に関する市民主体の活動)を支える人材や組織の育成
- ◆ 個人やグループを「フィールドミュージアムサポーター」として登録

個人会員: イベント等の情報や参加回数に応じた施設利用の優遇措置を提供

団体会員:活動拠点の提供、グループや活動のPR協力

- ◆ イベントや教育普及事業、文化財や施設の維持管理における支援体制を強化
- ◆ 貢献度に伴いフィールドミュージアム推進組織の中心である協議会へ代表者を送るなど、将来的にはフィールドミュージアム活動を積極的に取り組んだ市民自らがフィールドミュージアムの中核となっていくようなしくみを構築

■主体:市民、民間団体、行政 ■R5~16



社会全体で文化財を守る仕組みづくり 文化財保護に携わる人・組織を 増やし、育成する



個人がグループへ、グループが組織として成長し、NPOや法人へ移行することによりさらに重層的な支援体制の構築につながる

【重点施策】フィールドミュージアム

9-2 フィールドミュージアム重点エリア及びフィールドミュージアムサテライトパーク(仮称)の整備

フィールドミュージアム 重点エリアの整備

建造物や遺跡などを核として文化的な空間を創出するための計画区域として、文化財が集中している6つのエリアをフィールドミュージアム重点エリアとして設定

- ① 清白寺・連方屋敷エリア
- ② 窪八幡神汁エリア
- ③ 中牧神社・浄居寺城エリア
- ④ 万力林・永昌院エリア
- ⑤ 吉祥寺・旧坂本家住宅エリア
- ⑥ 西保エリア

ドミユ

ジア

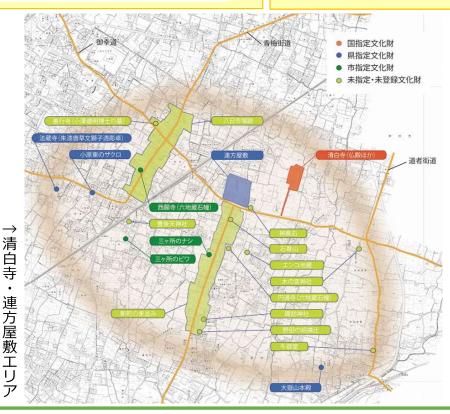
ム重点エリア

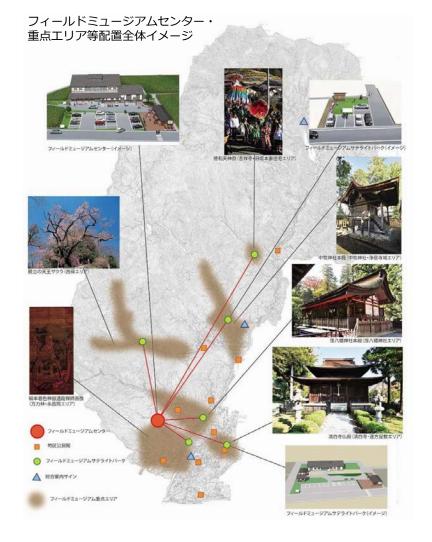
フィールドミュージアム サテライトパーク(仮称)の整備

エリアの拠点として、駐車場やトイレなどを備えたフィールドミュージアムサテライトパーク(仮称)を整備し、山梨市フィールドミュージアムの紹介やエリア内の総合案内などの機能を持たせる



サテライトパーク整備イメージ





【措置】

9-2 フィールドミュージアムセンター重点エリア及びミュージアムサテライト

パーク (仮称) の整備 ■主体:行政 ■期間:R5~16

9-2-(1) 整備基本計画の作成 ■主体:行政 ■期間:R8~10 **9-2-(2) 整備基本設計・実施設計の作成** ■主体:行政 ■期間:R11~13

9-2-(3) 赤芝伝統的建造物群保存地区における保存対策

■主体:行政 ■期間:R5~16